

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-4 信用リスク</p> <p>II-2-4-2 主な着眼点【共通】</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注1・2）を管理しているか。</p> <p>特に、系統金融機関等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）における農協法及び農中法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下の点にも留意する必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資専門子会社を通じ、以下の会社の株式等を取得又は保有する場合、系統金融機関本体からは一定のリスク遮断が図ら</p>	<p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性等</p> <p>II-2-4 信用リスク</p> <p>II-2-4-2 主な着眼点【共通】</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注1・2）を管理しているか。</p> <p>特に、系統金融機関等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）における農協法及び農中法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下の点にも留意する必要がある。</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資専門子会社を通じ、以下の会社の株式を取得又は保有する場合、系統金融機関本体からは一定のリスク遮断が図ら</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>れているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>株式等</u>の取得又は保有に係る、<u>株主等</u>の立場と債権者としての立場における利益相反については、「Ⅲ－4－12 利用者等の利益の保護のための体制整備【共通】」も参照すること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－4－8 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第11条の2第2項又は農中法第24条第4項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等（信用事業命令第10条第2項又は農中法施行令第8条第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第10条第3項又は農中法施行令第8条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p>	<p>れているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) <u>株式</u>の取得又は保有に係る、<u>株主</u>の立場と債権者としての立場における利益相反については、「Ⅲ－4－12 利用者等の利益の保護のための体制整備【共通】」も参照すること。</p> <p>(注) (略)</p> <p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－4－8 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第11条の2第2項又は農中法第24条第4項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等（信用事業命令第10条第2項又は農中法施行令第8条第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第10条第3項又は農中法施行令第8条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>(注 1) ～ (注 3) (略)</p> <p>(注 4) 地域活性化事業会社（農協法第 11 条の 66 第 1 項第 8 号又は第 11 条の 67 第 4 項若しくは農中法第 72 条第 1 項第 11 号又は第 73 条第 8 項に規定する会社をいう。以下「(注 5)」において同じ。）について、信用事業命令第 34 条第 8 項第 2 号又は第 44 条第 1 項第 2 号若しくは農中法施行規則第 95 条第 7 項第 2 号又は第 104 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「<u>事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社</u>」に該当するかの判断に当たっては、「<u>地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社</u>」に単に合致しているかにより判断して差し支えないが、「<u>事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出</u>」以外にも、<u>例えば地域産業の面的な高度化又は活性化に資するもの等幅広く対象となり得ることに留意する。</u></p> <p>(注 5) ・ (注 6) (略)</p> <p>Ⅲ－４－８－１ 子会社等の業務の範囲【共通】</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>(注 1) ～ (注 3) (略)</p> <p>(注 4) 地域活性化事業会社（農協法第 11 条の 66 第 1 項第 8 号、<u>農協法第 11 条の 67 第 4 項、農中法第 72 条第 1 項第 11 号及び農中法第 73 条第 8 項に規定する会社をいう。以下「(注 5)」において同じ。）について、<u>信連又は農中からの事業内容の可否に係る事前相談については、信用事業命令第 44 条第 1 項第 2 号又は農中法施行規則第 104 条の 2 第 1 項第 2 号に規定している「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社</u>」に、<u>単に合致しているかにより判断して差し支えない。</u></u></p> <p>(注 5) ・ (注 6) (略)</p> <p>Ⅲ－４－８－１ 子会社等の業務の範囲【共通】</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(2) 農協の子会社が営む付随・関連業務（農協法第 11 条の 64 第 1 項第 2 号に規定する業務をいう。以下同じ。）及び信連若しくは農中の子会社が営む金融関連業務（信連にあつては農協法第 11 条の 66 第 2 項第 2 号、農中にあつては農中法第 72 条第 2 項第 2 号に規定する業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>投資専門子会社におけるコンサルティング業務等</u> <u>投資専門子会社による信用事業命令第 34 条第 14 項第 2 号及び第 3 号又は農中法施行規則第 95 条第 13 項第 2 号及び第 3 号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。特に、信用事業命令第 34 条第 14 項第 3 号又は農中法施行規則第 95 条第 13 項第 3 号の業務の実施に当たっては、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』Ⅱ－5－2－1（2）（注 2）も参照しながら、体制整備等を行う必要がある点に留意する。</u></p> <p>(3) （略）</p>	<p>(2) 農協の子会社が営む付随・関連業務（農協法第 11 条の 64 第 1 項第 2 号に規定する業務をいう。以下同じ。）及び信連若しくは農中の子会社が営む金融関連業務（信連にあつては農協法第 11 条の 66 第 2 項第 2 号、農中にあつては農中法第 72 条第 2 項第 2 号に規定する業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>投資専門子会社におけるコンサルティング業務等</u> <u>投資専門子会社による信用事業命令第 34 条第 14 項第 2 号又は農中法施行規則第 95 条第 13 項第 2 号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>(3) （略）</p>

附 則

この通知の改正は、令和 8 年 6 月 15 日から適用する。